

訪問看護・介護予防訪問看護ステーションみどり運営規程

(事業の目的)

第1条

医療法人光風会が開設する指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護ステーションみどり(以下「事業所」という。)が行う、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の適正な運営を確保する為に人員及び運営管理に関する事項を定め、病気や怪我等により家庭において継続療養を必要とし医師が必要性を認めた利用者に対し、事業所の看護師等が適正な訪問看護サービスの提供をする事を目的とする。

(運営方針)

第2条

- (1) 事業所の看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえ日常生活動作の維持・回復を図ると共に、生活の質を重視した在宅療養が継続できるようサービスを提供する。
- (2) 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、他の居宅サービスの事業者、地域の保健・医療福祉サービスの提供者との密接な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 医療法人 光風会 訪問看護ステーション みどり
- (2) 所在地 栃木県小山市乙女 795

(従業者の職種・員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 看護師 1名 (常勤・兼務)
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 看護職員
看護師及び准看護師 2.5名以上 (常勤2名以上 その他非常勤)
看護職員(准看護師を除く)は、訪問看護・介護予防訪問看護計画書及び訪問看護・介護予防訪問看護報告書を作成し、サービスの提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日営業時間は、開設者医療法人光風会職員就業規定に準じて定めるものとする。

- (1) 営業日 月曜日～土曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

(3) 電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容)

第 6 条 事業の内容は次のとおりとする

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事および排泄等日常生活の援助
- (4) 褥創の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 精神疾患患者の看護
- (9) 療養生活や介護方法の指導
- (10) カテーテル等の管理
- (11) その他医師の指示による医療処置

(利用料、その他の費用)

第 7 条

- (1) 事業を提供した場合の基本利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合に準じた額を利用者から受け取るものとする。ただし、介護保険の支給限度額を超えた場合は全額利用者の自己負担とする。
- (2) 事業所は、基本利用料の他、以下の場合はその他の利用料としての額を利用者から受け取るものとする。
 - ・訪問看護と連携して行われる死後の処置 10000 円
 - ・規定する通常の事業の実施地域を超えて行う介護保険による事業に要した交通費は、実施地域を超えた地点から、1kmあたり 30 円を徴収する。
 - ・医療保険による事業に要した交通費は、1kmあたり 30 円を徴収する。
 - ・営業時間内で 2 時間を越える訪問看護 1 時間毎に 2000 円
 - ・営業時間外で 2 時間を越える訪問看護 1 時間毎に 3000 円
 - ・営業時間以外の訪問看護料 1 回毎に 3000 円
 - ・その他 処置等に必要な物品 実費相当額
 - ・キャンセル料 前々日まで 無料
前日まで 実費相当額の 10%
当日 実費相当額の 20%

(事業の実施地域)

第 8 条 通常の事業の実施地域は、小山市、野木町とする。

(内容及び手続の説明および同意)

第 9 条 事業所は、利用者またはその家族等に対して、事業の内容および手続等、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、事業の内容および利用期間等について利用者の同意を得る必要がある。

(身体拘束および虐待防止)

第 10 条 事業所は、身体拘束・虐待の発生を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じる。

- (1) 事業所は、原則として身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為を行わない。ただし、利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合はこの限りではない。その場合は、利用者の家族等に十分な説明を行い同意を得るとともに、その様態および時間、利用者の心身の状況並びにやむをえない理由、経過について記録する。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を設置し、定期的に開催する。
- (4) 事業所は、従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施する。
- (5) 前 4 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(個人情報の保護および秘密保持)

第 11 条

- (1) 事業所は、利用者またはその家族の個人情報について個人情報保護法に基づく厚生労働省が作成したガイドラインを遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- (2) 事業所が得た情報については、事業所での介護サービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者またはその家族の同意を得るものとする。
- (3) 従業者に対して、従業者である期間および従業者でなくなった後においても、正当な理由なく、業務上知り得た情報や秘密を漏らすことが無いよう指導教育を行う。

(緊急時における対処方法)

第 12 条 従業者は、事業の提供中に利用者に病状の急変等が生じた場合には、速やかに主治医に連絡し指示を求める等必要な措置を講ずる。その為、事業開始時には、緊急時の対応方法を主治医、利用者ともに確認しておくこととする。

(事故発生時の対応)

第 13 条

- (1) 利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業所又は介護予防支援事業者及び市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
- (2) 前項の事故についてはその状況及び事故に対する処置状況を記録する。
- (3) 利用者に対する指定訪問看護等の提供により賠償すべき事故の発生があった場合は、

損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害時の対応)

第 14 条 事業所は、災害が発生した場合においても、災害時業務継続計画 (BCP) を策定し、従業者の安全を確保しつつ、早期に事業の復旧、継続が出来るようする。

- (1) 災害時の対応についての研修、訓練等を定期的に実施する。
- (2) ハザードマップや地域防災計画の確認を行う。

(ハラスメントの防止・対応)

第 15 条 事業所は、適切な事業の提供を確保する為、従業者の就業環境が害されることを防止するために必要な措置を講じる。

- (1) 従業者に対して、利用者またはその家族等からハラスメントを受け、相当な範囲を超えたと認められる場合や、度重なる注意喚起に従わない場合は、事業の提供を制限、または契約を解除することができる。

(記録の整備)

第 16 条

- (1) 事業所は、利用者に対する事業の提供に関する記録を整備し、その完結日から 5 年間保管しなければならない。
- (2) 利用者またはその家族等は、事業所に対し記録の閲覧を求めることができる。

(相談・苦情)

第 17 条 事業所は、利用者またはその家族からの相談、苦情等に対し、迅速に対応する。またその内容について記録し、その完結の日から 2 年間保管しなければならない。

相談・苦情対応窓口

訪問看護ステーションみどり 栃木県小山市乙女 795 0285-45-8362

小山市役所 高齢生きがい課 栃木県小山市中央町 1-1-1 本庁 3 階 0285-22-9541

野木町役場 健康福祉課 栃木県下都賀郡野木町丸林 571 0280-57-4111

(その他の運営についての留意事項)

第 18 条

- (1) 事業所は、社会的使命を充分認識し、従業者の資質の向上を図るため研究、研修の機会を設け、またその業務体制を整備する。
- (2) この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人光風会運営協議会と事業所において別途定めるものとする。

附則 1 この規程は平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附則 2 この規程は平成 16 年 9 月 11 日から施行する。

- 附則 3 この規程は平成 17 年 9 月 1 日から施行する。
- 附則 4 この規程は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 5 この規程は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 6 この規程は平成 24 年 12 月 1 日から施行する。
- 附則 7 この規定は平成 26 年 10 月 1 日から施行する。
- 附則 8 この規定は平成 29 年 12 月 1 日から施行する。
- 附則 9 この規定は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 10 この規定は令和 6 年 6 月 1 日から施行する。